

施設利用者用

□新型コロナウイルス感染症にかかる学校施設の開放基準

(令和3年9月13日施設開放分から)

状況等	開放の有無
佐賀県に緊急事態宣言が発出された場合または鳥栖市がまん延防止等重点措置区域に指定された場合	・施設開放中止
福岡県に緊急事態宣言が発出された場合または鳥栖市隣接市町がまん延防止等重点措置区域に指定された場合	・期間中は20時までの時間制限 条件 [ 市外居住者の使用自粛 消毒の実施 ]
感染者確認により学級閉鎖等を行った場合	・施設開放が中止となることがあります (消毒・検査の状況による)
その他(公共の用に供するときなど)	・施設開放中止

※利用時間が20時前に終了する場合はその時間までとなります。

※状況により、期間等の延長短縮を行うことがあります。